

事業の概要

1. 事業の目的

戸建て木造住宅の地震に対する安全性を確認するための耐震診断（※）に対して、その費用の一部を補助します。

（※）耐震診断

一般財団法人日本建築防災協会出版「2012 年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲げる精密診断法により、建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。

2. 補助の対象者

- ◆ 市内に住所を有する者
- ◆ 市内に住所を有する戸建て木造住宅（店舗等の用途を兼ねる場合は、住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のものに限る）の所有者又は居住者
- ◆ 市税を滞納していない者

3. 補助の要件

次の全てに該当するもの

- ◆ 山鹿市内に存在する戸建て木造住宅で、現に居住の用に供されているもの
- ◆ 平成12年5月31日以前に軸組工法によって建築された地上階数が3以下のもの（共同住宅を除く）
- ◆ 市内の建築士事務所に所属する1級建築士、2級建築士又は木造建築士の資格を有する者に委託して行うもの
※耐震診断後、「山鹿市戸建木造住宅耐震改修等事業」の耐震改修設計及び耐震改修工事の活用を検討されている方は、耐震診断士（地方公共団体又は日本建築防災協会が開催する木造住宅耐震診断講習会の修了証の交付を受けた建築士）に委託してください。
- ◆ 市税を滞納していないこと

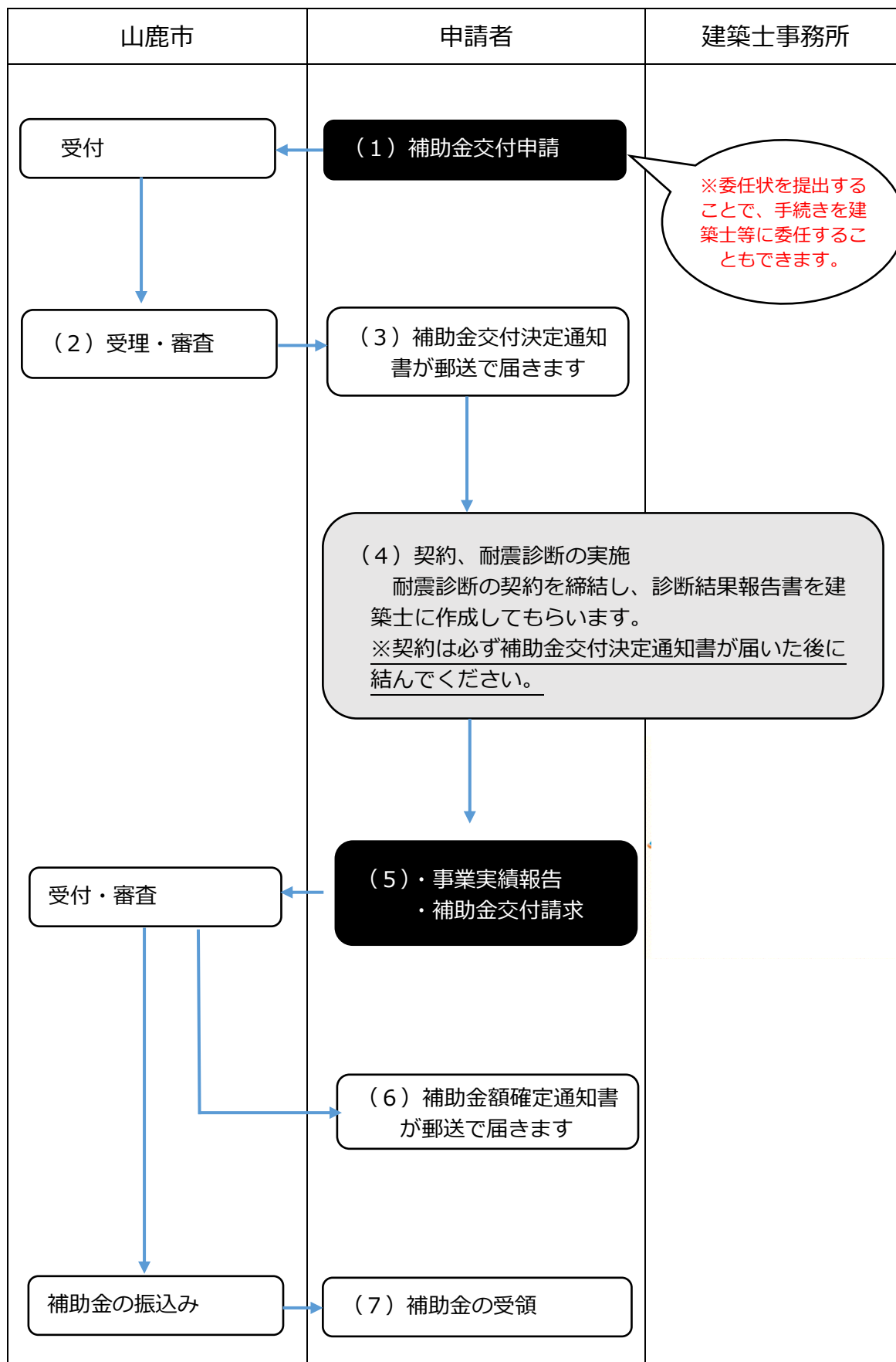
4. 補助率及び補助金の額

補助対象経費に補助率10分の9を乗じて得た額（千円未満は切捨て）

※上限13万5千円

5. 申請書提出場所：山鹿市役所都市整備課（市役所2階）

補助事業の流れ



事業の実施

(1) 補助金交付申請

最初に行う申請です。

申請者

次の書類を用意し、提出してください。
申請書類の作成が困難なものは、建築士へ作成
を依頼してください。



◆補助金交付申請書類

確認欄	提出書類	入手先
	① 補助金交付申請書（様式第1号）	（建築士へ依頼）
	② ・事業計画書（様式第2号） ・位置図（住宅地図など）	（建築士へ依頼）
	③ 補助対象経費が確認できる書類（見積書の写し等）	建築士へ依頼
	④ 設計者の資格がわかる書類（建築士免許証及び木造住宅耐震診断講習会受講修了証）の写し	建築士へ依頼
	⑤ 申請者の住民票の写し	
	⑥ 住宅の所有者がわかる書類の写し （登記事項証明書又は固定資産課税証明書）	
	⑦ 市税滞納有無調査承諾書 ※ 市税の滞納が無いことの証明書	
	⑧ 補助事業の実施に係る承諾書（様式第4号） ※ 共有者がいる場合に提出	
	⑨ 建築確認済証の写し又は当該住宅の建築年月日がわかるもの	
	⑩ 床面積の求積図及び計算表	（建築士へ依頼）
	⑪ 委任状 ※ 手続きを建築士等に委任する場合に提出	（建築士へ依頼）
	⑫ 現況写真	（建築士へ依頼）
	⑬ その他市長が必要と認める書類	

(2) 受理・審査

補助金交付申請書の提出後、市は申請された住宅が補助対象となるかを、申請書類により審査を行います。

(3) 補助金交付決定通知書が郵送で届きます

申請書類の審査・補助金額の審査が済みましたら、市から補助金交付決定通知書を郵送します。

補助金交付決定通知書が届いたら、耐震診断の契約を結んでください。

★補助金交付決定通知書の日付より前に契約を結ぶと、補助を受けることができません。必ず決定通知書の日付以降に契約を結んでください。

(4) 契約、耐震診断の実施

補助金交付決定通知書が届いたら、耐震診断の契約を締結し、耐震診断を実施してください。

(5) 事業実績報告・補助金交付請求

最後に行う手続きです。

申請者

次の書類を用意し、提出してください。
申請書類の作成が困難なものは、建築士へ作成を依頼してください。



◆事業実績報告書・補助金交付請求書

確認欄	提出書類	入手先
	① 事業実績報告書（様式第5号）	（建築士へ依頼）
	② 耐震診断に係る契約書の写し	建築士へ依頼
	③ 耐震診断結果報告書 ・耐震診断の実施状況を示す写真	建築士へ依頼
	④ 補助金交付請求書（様式第7号）	（建築士へ依頼）
	⑤ その他市長が必要と認める書類（領収書の写し、申請者から施工業者へ振込の確認ができる書類（通帳等））	

(6) 補助金額確定通知書が郵送で届きます

事業実績報告書類①～⑤の提出後、市が内容を確認し、補助金額確定通知書を郵送します。

(7) 補助金の受領

補助金の振込みまでには、補助金交付請求書の提出後、1か月ほどかかります。その後、通帳を確認し、補助金が振込まれていたら、本事業は完了となります。